

都市計画新知七五三山地区計画

名 称	新知七五三山地区計画					
位 置	知多市新知字大橋、七五三山、永井、二股及び船脇の各一部					
面 積	約 9. 7 h a					
地区計画の目標	<p>本地区は、市の中央部に位置しており、地区北側に都市計画道路知多刈谷線、西側に都市計画道路東海知多線（国道155号・247号）が通っている、医療、福祉、介護、教育施設等が集積した地区で、市の公共公益的施設の集積・維持を図る地区である。</p> <p>このため、近接する幹線道路やバスなどの公共交通機能を活かして、既存の施設に加えて日常生活サービス機能が集約化した便利な生活圏の形成を図ることを目的とするものです。</p>					
区域及び保全の方針	土地利用の方針	1 A地区	公共公益的施設を計画的に集積・複合化し、公共交通や徒歩、自転車でアクセスできる便利な生活圏の形成を図る。			
	地区施設の整備の方針	2 B地区	公共公益的施設に合わせて関連施設等を誘導し、周辺の住宅地の環境と調和した合理的な土地利用の形成を図る。			
	建築物等の整備の方針	1 A地区	建築物等の用途の制限を定めることにより、医療、福祉、介護、教育施設などの公共公益的施設の立地を誘導する。			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名 称	標準幅員	延 長	配 置
		道路	道路1号	8 m	約300m	計画図表示のとおり
			道路2号	6 m	約800m	
			道路3号	4 m	約240m	
			道路4号	4 m	約50m	
			道路5号	4 m	約160m	

	種類	名 称	面 積	配 置
	公園	公園 1 号	面積 約 6 0 0 m ²	計画図表示のとおり
緑地	種類	名 称	面 積	配 置
		緑地 1 号	面積 約 7 7 0 m ²	計画図表示のとおり
		緑地 2 号	面積 約 1, 7 0 0 m ²	

地区整備計画 建築物等に関する事項	地区の区分	名称	A地区	B地区
		面積	約 8. 0 h a	約 1. 7 h a
			<p>次の建築物は建築してはならない。</p> <p>① 建築基準法別表第 2 (い) 項第 1 号及び第 2 号に掲げる建築物</p> <p>② 建築基準法別表第 2 (に) 項第 3 号から第 6 号までに掲げる建築物</p> <p>③ 建築基準法別表第 2 (へ) 項第 6 号に掲げる建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 3, 0 0 0 平方メートルを超えるもの</p> <p>④ 建築基準法別表第 2 (ほ) 項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物</p>	<p>次の建築物は建築してはならない。</p> <p>① 建築基準法別表第 2 (に) 項第 3 号から第 6 号までに掲げる建築物</p>

「区域、地区の区分は、計画図表示のとおり」

知多都市計画新知七五三山地区計画 計画図

1/2,500

図面は地区計画指定時のものです。

